

氏子が神とひとつに成れるとき

令和四年壬寅年諏訪大社式年造営御柱大祭

富士見町東三地区氏子会

新型肺炎感染対策ガイドライン

氏子相互の安心・安全・健康を第一に考えて、

「明るく、楽しく、美しい」曳行を！



令和三年十一月

富士見町東三地区大 総代会

感染症対策係

幹事長会

東三地区氏子会コロナウイルス感染防止対策ガイドラインと行動指針策定

※このモデルは諏訪地域感染警戒レベル基準もとに方向付けをおこなう。あわせて長野県からの要請にも準じて行うこととする。

【考え方】

1. 県、行政、諏訪大社大総代会の指針・ガイドラインに基づき基本的感染予防対策は各自、各家庭内で励行する。
2. 健康チェック表は日々項目のチェックを行う。
3. 各自が自分に厳しく立志して行動を行う。
4. 他県をまたぐ移動や、緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置地域への往来については、業務上必要以外が控える。
5. 上文 4. の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域から帰着後は、健康チェック表に基づきチェックを行い、2 週間の待機期間の後会合や活動に参加すること。
6. 企業内(官庁・公共事業体含む)で感染陽性者が発生したとき、その企業や団体の指示に従い感染拡大防止に務める。
7. 上文 6. で要濃厚接触者に当たる場合は、保健所の指導に従い行動する。
8. 接触確認アプリ (COCOA) のダウンロードを推奨する。
9. ワクチン接種の有無は求めないが、接種は推奨する。
10. 未接種者でワクチン接種を希望される方は、富士見町保健センター「電話：62-9134」に連絡して、ワクチン接種予約をしてください。

【具体的な活動に対する対策基準】

※この基準は、氏子会員相互の感染予防対策により「安全・安心・健康」を第一に考えて策定しましたので、全員でガイドラインを守るために努力してください。

※コロナ禍での活動は三密や人流による感染を考慮して、役員・係員での対応作業の場合もある。

(状況に応じては、イベント的に氏子会員を呼ぶ活動は控える)

- ・参加者の健康監視チェック表を日々実施し、他への感染拡大防止措置を行い実施する。
- ・活動開始前には、検温、手の消毒、健康チェック表のチェックを必ず行うこと。
- ・基本的感染対策、マスクの着用は必須とし、飲食会食は禁止。飲み物は水分補給として個人で必要に応じて用意する。
- ・活動は会員の自由参加とはせず、必要であれば事前申し込みや抽選等も行う。
- ・人を集めた活動は、室内は、収容率 50%以内で安全間隔「1 m以上」の間隔を確保できる人数とする。

屋外は、安全間隔「1 m以上」の間隔を確保できる人数とする。

作業時間、会議時間は、必要最小限とする。

- ・車輛での移動は、基本的に相乗りは行わない。
- ・ワクチン接種の有無は不問とするが、未接種者もいることを考慮した取り組みとする。
- ・木遣りについては、保存会活動と個々の練習として行い、地区内での催し物時の参加は都度地区内で判断する。
- ・各係内や各行政区内御柱組織内には、感染症対策係員を任命して活動・会合時に時間、人員、安全間隔を監視する。
- ・エコな準備品を考えて、無駄にならない準備を行う。(与えられた資材が無駄にならない)
- ・SDG s を考えた取組みも東三地区で検討していく。(自然に恵みに対する感謝活動や環境保全に尽力出来る活動をしたい)

【東三地区感染症対策ガイドライン】

感染警戒レベル		諏訪大社大総代会ガイドライン	東三地区ガイドラインと対策基準	
			氏子会	各地区
1	平常時	<p>感染レベル 1～3 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的感染予防を実施しつつ通常の人力による曳行可能 (曳行方法は各地区の判断) 感染レベル 2：役員・曳行者はガイドラインに準じ曳行に参加 感染レベル 3：ソーシャルディスタンス確保のため、人数制限を行う。 綱打ちは極力行わず、マニラロープ、ワイヤーロープ等を使用する。各地区の判断で決定 	<p>感染レベル 1～3 は共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 人を集めた活動については、室内は、収容率 50%以内で、安全間隔「1 m以上」の間隔を確保できる人数とする。 屋外は、安全間隔「1 m以上」の間隔を確保できる人数とする。 各種作業にあたっては、マスク着用・手消毒・検温・健康チェック表の提出を遵守として実施とする。 作業時間、会議時間は、必要最小限とする。 各係内に感染対策員を任命して、感染対策、時間、人数の監視にあたる。 各係の感染対策員は、感染対策のために定期的に換気や消毒の時間を設け、三密状態が起らないように監視を行い、注意喚起を行う。 	<p>感染レベル 1～3 は共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 人を集めた活動については、室内は、収容率 50%以内で、安全間隔「1 m以上」の間隔を確保できる人数とする。 屋外は、安全間隔「1 m以上」の間隔を確保できる人数とする。 各種作業にあたっては、マスク着用・手消毒・検温・健康チェック表の提出を遵守として実施とする。 作業時間、会議時間は、必要最小限とする。 各係内に感染対策員を任命して、感染対策、時間、人数の監視にあたる。 各係の感染対策員は、感染対策のために定期的に換気や消毒の時間を設け、三密状態が起らないように監視を行い、注意喚起を行う。 地区内作業 御柱休め、綱打ち、針孔梃子作り、乗り方練習、針孔梃子用材・小梃子用材探し、縄結び等は、基本的感染予防対策を行い作業時間、会議時間は、必要最小限として実施する。
2	注意報	<ul style="list-style-type: none"> 木造りは感染レベルに関係なく人員を最小限に絞り、マスク着用・健康調査票提出、参加者名簿を管理する。 木遣りはディスタンスを取り、フェイスシールド・マウスシールドの着用が義務付ける。 子ども木遣り隊の参加禁止。 喇叭太鼓は曳き子から 3m以上の安全間隔をとれる場合は演奏可能。 曳行全般、華美なセレモニーは禁止する。(山出し・里曳き) 		
3	警報	<ul style="list-style-type: none"> 建て御柱については、乗り手を半数以下とし、境内への氏子の人数制限を行う。曳き子は規制線外でソーシャルディスタンス取り観覧 木落し、川越しは別途 		

4	特別警報Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・人力による曳行は行わず、一部の係のみで荷役機器による運搬曳き子の参加不可 ・綱打ちは極力行わず、マニラロープ、ワイヤーロープ等を使用する。各地区の判断で決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・節目毎の会議は諏訪地域感染レベルと時期を確認しながら実施する ・オンライン会議も積極的に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の理解も得ながら会合活動は行う。 ・活動、会合は諏訪地域感染レベルと時期を確認しながら実施する ・オンライン会議も積極的に進める。
5	特別警報Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・木造りは感染レベルに関係なく人員を更に人員を限定して、マスク着用・健康調査票提出、参加者名簿を管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動、会合は大総代幹事会で都度判断して指示を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大中からの指示に従い活動会合は実施する。
6	まん延防止等重点措置	<ul style="list-style-type: none"> ・木遣りはディスタンスを取り、フェイスシールド・マウスシールドの着用が義務付ける。 ・子ども木遣り隊の参加禁止。 ・喇叭太鼓は行わない。 ・曳行全般、華美なセレモニーは禁止する。(山出し・里曳き) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人を集めた活動については、室内は、収容率 50%以内で、安全間隔「1 m以上」の間隔を確保できる<u>最低人数とする。</u>屋外は、安全間隔「1 m以上」の間隔を確保できる<u>最低人数とする。</u> ・各種作業にあたっては、マスク着用・手消毒・検温・健康チェック表の提出を遵守として実施とする。 ・作業時間、会議時間は、必要最小限とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人を集めた活動については、室内は、収容率 50%以内で、安全間隔「1 m以上」の間隔を確保できる<u>最低人数とする。</u>屋外は、安全間隔「1 m以上」の間隔を確保できる<u>最低人数とする。</u> ・各種作業にあたっては、マスク着用・手消毒・検温・健康チェック表の提出を遵守として実施とする。 ・作業時間、会議時間は、必要最小限とする。
7	緊急事態宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・建て御柱については、乗り手は 2 名以内、<u>氏子含め無観客状態で建方係のみで行う。</u>規制線内は必要な最低限の御柱曳行係、建方作業者のみ。木遣りは神事の木遣りのみ、喇叭は禁止 ・曳き子氏子を含め無観客とする。 ・木落とし、川越しは行わない、車輛等を使い、一部の係のみで運搬する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各係の感染対策員は、感染対策のために定期的に換気や消毒の時間を設け、三密状態が起らないように監視を行い注意喚起を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各係の感染対策員は、感染対策のために定期的に換気や消毒の時間を設け、三密状態が起らないように監視を行い注意喚起を行う。

※諏訪大社大総代会ガイドラインの具体的解説

＜御柱祭参加者＞

- (1) ワクチン接種を原則とし、(接種者は参加可能、健康チェック表の記入欄に接種日を記入)
未接種の人は抗体検査、72時間前までのPCR検査が「陰性」であること。(検査日時を確認・記入)
参加者名簿に確認欄を設けてチェックする。(自己負担にて検査する)
- (2) 参加者全員(役員・曳き子全て)2週間前からの検温などの健康調査を実施する。(東三地区健康チェック表)
- (3) 地区毎に役員他曳き子まで参加者名簿を作成し、参加者の把握を行う。(各地区行う)
- (4) 本人や家族に県外移動履歴がある場合、体調不良の方がいた場合、濃厚接触者が近くにいる場合は、自主的に参加はしない事とする。(各地区で自己申告と確認)
- (5) 曳行中の飲食・飲酒は役員、曳き子ともに禁止とする(水分補給、昼食は除く)
- (6) 各行事終了後は直ちに解散し、直会を実施しない。(本祭活動での飲食会食)
- (7) 参加登録者以外の方が参加者に接触しないように規制線を設け、距離を確保する。

※参加者一個人の事ではなく、諏訪大社の氏子の皆さんや家庭までもの「健康で安全・安心を守ること」が、諏訪大社からの氏子への奉仕者への指示と考えてください。

※東三地区氏子会においても、氏子、その家族の健康・安全・安心を第一として考え、諏訪大社大総代会ガイドラインを遵守し徹底することが、令和4年御柱祭神事への氏子としての奉仕と考えます。

是非、理解をし、お互いが皆さんの事を考えて行動をしてください。